

平成28年大網白里市議会第3回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成28年9月13日（火曜日）午後1時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

山田 繁子	委員長	佐久間 久良	副委員長
小倉 利昭	委員	北田 宏彦	委員
花澤 房義	委員	黒須 俊隆	委員

出席説明員

財政課長	石川 晋一	財政課副課長	戸田 裕之
財政課副主幹 兼契約管財班長	斉藤 正二	財政課主査 兼財政班長	森川 裕之
財政課副主査	山本 卓也	財政課主事	菊地 勇
健康増進課長	石原 治幸		

事務局職員出席者

議会事務局長	秋本 勝則	副主幹	石井 繁治
書記	安井 與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査について

- ・陳情第12号 第三次安部再改造内閣が「憲法を遵守することを求める」意見書提出を求める陳情
- ・陳情第13号 「政治資金規正法の改定を求める意見書」提出を求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査について

- ・議案第1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第9号 契約の締結について
- ・議案第10号 財産の取得について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆さん、午前中に引き続きご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまより総務常任委員会を開始いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（佐久間久良副委員長） まず最初に、委員長、挨拶、お願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） 皆さん、引き続き午前中、また午後一番手、ご苦労さまでございます。今日も慎重審議、しっかりと皆さんと討議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題のほうに入りたいと思っております。

本日、傍聴者の希望がありますので、これを許可したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎陳情第12号 第三次安部再改造内閣が「憲法を遵守することを求める」意見書
提出を求める陳情

○委員長（山田繁子委員長） 皆さん、こんにちは。

それから、本日の出席人数は6名でございますので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、これにて会議は成立いたします。

それでは、当常任委員会に付託となった陳情第12号 第三次安部再改造内閣が「憲法を遵守することを求める意見書」提出を求める陳情について、これより審査を行いたいと思っております。

陳情書の内容につきましては、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々のご意見を伺いたいと思っております。

それでは、意見のほうよろしくお願ひします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 同様の陳情者だったのか、たまたま真意の意見表明だったのか、ちょっと記憶が定かではなかったんですが、傍聴者が多いので、ぜひその陳情等も一度読み上げて、

それから進めてはどうかという、そういう意見が前回の議会か、前々回か出されたと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（山田繁子委員長） これにつきましては、いかがいたしましょうか。委員、もう既にお手元に届いておりますので、内容をしっかり読んでこられたかと思えますけれども。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 事務局に読み上げてもらったらどうでしょうか。

○委員長（山田繁子委員長） じゃ、そのような形で、事務局よろしいですか、読み上げるの。

○秋本勝則議会議務局長 必要ということであれば。

○委員長（山田繁子委員長） よろしくお願いします。

○秋本勝則議会議務局長 平成28年8月25日、総務常任委員会付託されました陳情第12号 第三次安部再改造内閣が「憲法を遵守することを求める意見書」提出を求める陳情。

陳情者、大網白里市南横川3,227番地7。

東金地域九条の会、富樫 勝美。

本陳情の趣旨。

7月の参院選で安倍首相は、もっぱらアベノミクスの推進を訴え、憲法改正には一言も触れませんでした。ところが、選挙で憲法変更に向き、いわゆる改憲派が改憲発議に必要な3分の2以上の議席を参議院でも占めることが判明した途端、党総裁としての任期である2018年9月までの「在任期間中に改憲を成し遂げたい。どの条文をどう変えるべきか、憲法審査会で議論が進んでいく、成熟していく、収れんしていくことが期待される」などと言い出しました。「いかに我が党の案、自民党改憲草案をベースにしながら、3分の2を構築していくか、これがまさに政治の技術」と改憲論議が既成事実であるかのような発言もしています。

国民の意見は参院選後の世論調査でも「憲法を変える必要はない」が多数意見です。今、国民が求めているのは格差社会を是正し、暮らしを豊かにすることです。個人消費の拡大こそが景気をよくする原動力です。子育て支援、教育の機会均等や充実、国民が安心して暮らせる社会保障、子孫に膨大な借金を負わせない財政規律の確立などが早急に政府が出すべきことです。それは参院選での自民党の公約でもあります。

憲法99条には「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」とあります。憲法を守る義務を負うのは、権力を行使する公務員であって、国民は憲法制定権者として、憲法を守らせる側です。近代立憲主義の憲法は国家権力を制限して個人の人権を保障する法です。憲法学者の多数は憲法改

正には同一性と憲法改正限界があると言っています。憲法改正はもとの憲法の存続を前提とするので、もとの憲法との同一性を失わせる改正はできない。同一性。また基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という基本権利に反する改正は許されない。憲法改正限界というものです。

国会議員が憲法96条改正にのっとった改憲を主張することは可ですが、改正の限界を超えた変更を主張したり、現行憲法との同一性を否定する新憲法の制定を主張することは許されないのです。昨今の安倍総理や閣僚、自民党議員の発言は、同一性と憲法改正限界を超えていると言わざるを得ません。憲法改正を否定し、あるいはないがしろにする訴えを繰り返し、改憲を既定路線のように印象づけることは認められません。憲法改正はあくまでも憲法制定権者である国民の要求として湧き上がってくるものでなくてはなりません。まして同一性と憲法改正限界を超えている自民党改憲案と前提にすべきものではありません。

安倍総理をはじめとする改憲論者たちは、現行憲法をアメリカから押しつけられたものだから、改正が必要だと言っています。

堀尾輝久東京大学名誉教授が最近、憲法9条のアイデアは、幣原首相の提案だったという学説を補強する史料を国会図書館所蔵の岸信介内閣がつくった憲法調査会の資料の中から発見しました。堀尾氏は「日本にはもともと中江兆民、田中正造、内村鑑三らの平和思想があり、戦争中は、治安維持法で抑圧されていましたが、終戦で表に出てきて、国民も「戦争はもう嫌だ」と平和への願いを強めていました。

国際的にもパリ不戦条約をはじめ、戦争を違法なものとする運動が広がっており、外交官でもあった幣原も、その流れを十分認識していました。

さらに、原爆と戦争の惨禍を体験して、侵略への反省、反戦と平和への希求の大きなうねりが先駆的な憲法前文と9条に結実していったと考えます。」と述べ、「現行憲法はアメリカから押しつけられたもの」という意見を明瞭に否定しています。改憲論者たちの憲法改正理由は根底から崩れてしまいました。よって、以下の事項について、地方自治法99条の規定による意見書を関係機関に提出されますよう、陳情いたします。

陳情事項1、総理大臣、閣僚、国会議員等は、憲法99条を遵守し、憲法を国民の暮らしに生かすことも求めます。

2、国会運営は憲法を生かすための議論の場とし、政府が改憲をあおるような言動をしないことを求めます。

3、憲法改正に関しては、あくまでも国民的議論を前提に、時間をかけ国民の側から求め

るものでなければなりません。ましてや期限を決めての議論などは決してあってはならないことです。

○委員長（山田繁子委員長） ありがとうございます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いしたいと思いますので、挙手をして。

北田委員。

○北田宏彦委員 この陳情の内容はごもっともでございまして、日本国民であれば当然のこと、憲法遵守するものと私は捉えております。まして陳情理由の中にもありますように、憲法99条には、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員は、この憲法を尊重し遵守する義務を負うとなっておることから、当然内閣においても同様だと思いません。

ことさらそれをあえて市議会のほうから遵守するようにと求めますのも、またいかがなものかという感想を私は持ちました。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにどなたか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 私も、この陳情事項、3項ですね。もっとも、もちろんであると思えますし、特にこの3番の時間をかけると、期限をいつまでに憲法改正するなんていうのは、もちろんこれはあってはならないことだと思えます。非常にそのとおりだと思えます。

私も、であるからして、あえて我が大網白里市議会が意見書を提出する部分で必要はないのかなというふうに、私は当然であるというふうに思います。そう思います。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ほかに。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私も、冒頭に書かれているとおり、参議院選挙後、安倍首相は憲法改正には、参議院選挙中はほとんど触れていなかったと、触れていませんでした。しかし、終わったと同時に、憲法改正、改憲の、声が出てきていると。これはすごく公約にも上げていないものや、公約にも掲げていなかったものを、終わったから、あたかも国民が承認したかのように声を上げるというのは、これはだまし討ちに近いものではないかと。ましてやここにも書かれているとおり、参議院選挙後の世論施設でも、憲法を変える必要はないという声が半数を超えていると。50パーセントを超えている状況が各世論調査で示されています。

そうした中で、やはりそういう声を上げること自身が、まず問題であると同時に、私は自民党案をベースに変えていくと。こちらが構築していくということを述べています。この自民党案そのものはいろんな批判があるんですが、私自身の実感としても、要するに基本的人権の尊重の否定、平和主義の否定、国民主権そのものを否定する内容となっていると私は思っています。そうであるとすれば、ここに書いてある憲法改正限界という問題がありますよね。この憲法改正限界というのは、国民が憲法制定権者であると、要するに国民が主権者であると、改定する権利を国会に与えている、その国民を縛るような内容を改定する側が、国会のほうか、国会議員のほうかそれをやってはならないと。それを縛るようなものを、本来であれば、憲法というのは国会を、国民を、天皇及び国务大臣を縛るものであると。公務員を縛るものであるというふうに理解するものなんですが、これが逆の立場になってはならないというのが、これは憲法論議の中での一般的な論議だというふうに私は思っていますんで、そうじゃない案を一方を出してきて、それをいかにもするんだというような考えでは、これはかなり危険な方向に進むのではないかというのが危惧されるのは当然のことだと思います。

ですから、この3つの陳情は、特に3番目の陳情そのものは、今現在日本でも憲法が本当に、憲法が遵守されるような国会運営、そして国政運営がされているとは到底言いがたい状況にもありますが、さらにそれが改定するというような論議をすること自身が、これは問題があるというふうに言わざるを得ないので、これは、この陳情そのものは正当な理由があるというふうに言わざるを得ない、私は思っています。陳情を採択すべきだと思っております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

花澤委員。

○花澤房義委員 そもそも選挙の勝ち負けで、自民党は憲法改正を言っているわけじゃなくて、結党の精神が憲法改正であって、自民党は憲法改正を訴えるのは、至極当然のことだと思っておりますし、今民進党の代表選やっていますけれども、参議院のほうでも憲法改正の論議は大いにやろうという姿勢はあります。ですから、議論は議論として大いに改正議論を何条なのか、それは大いにやるべきだと思っております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

○黒須俊隆委員 1つには、行政である内閣と立法機関である国会の区別がついていないところがありまして、この陳情の中にも書いてあるとおり、憲法96条でしたっけ、そういうものに憲法を前提した中での改正論議というのが国会にあること自体が違憲ではなくて、そういうことはあるだろうと。しかしながら、行政自らが先頭に立って憲法を変えていく。しかも内容が自民党草案にあるような、現行憲法を明らかに否定するような内容なわけで、事実上の革命とかクーデターとか、そういうものを行政府が先頭になってやっているという、全くおかしい状態に今なっているわけです。これは国会で進める、進めないとは別に行政がこういうことを先頭になって進めること自体は、全くおかしい話で、そんなことを許してはいちゃいけないわけで、今回、強いてこの意見書の内容は当然のことだから、別に意見書を提出する必要はないという意見があったんですが、それをその当然のものとして、内閣が遵守していれば、強いて提出意見書を出す必要はないけれども、明らかに内閣がおかしいことをやっているわけですから、当然意見書という形で地方の意見を伝えるのは重要なことである。

また、憲法99条で、この憲法を遵守する義務、尊重し擁護する義務があるというような、当然私たち地方議員についても、憲法を、現行憲法を擁護し尊重していく、そういう義務があると私は考えております。そういう観点からも、この意見書に賛成し、意見書を総理大臣等ですか、どこに提出するんですかね。総理大臣及び議会衆議院議長、参議院議長、その他ですかね、に提出されるべき意見書であると考えます。

この中でも現行憲法を決してアメリカからの押しつけではないと書かれておりますが、私も全くそのとおりだと思っております。明らかに戦前からの自由民権の思想とか、五日市憲法だとか、日本の民主主義、平和、そういうものに関する考え方が大きく反映されている。

また、最近わかったことで、幣原喜重郎さんですか。この方がマッカーサーに進言したと、そういう話ですね。私、幣原喜重郎さんの孫に会ったことがあります。孫は東京で弁護士をされていて、護憲の立場から立派な活動をされている方ですけども、このような憲法を否定するような、そういう改憲を行政府である内閣が先頭になって行うことは、全く違法で許されることではないと私は考えておりますので、この意見書は賛成の立場から、ぜひ出していくべきものだと考えてもっております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 一通り意見が出尽くしたようでございますけれども、何か追加

等ございますか。特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、次に討論に移りたいと思います。

希望者ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ないようでございますので、意見が出尽くしたようでございますので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○黒須俊隆委員 委員長、よろしいですか。

意見が出尽くされたんじゃないなくて、結構難しいことが書いてあると私は思ったんですけども、委員の皆さん、どうですかね。憲法の同一性とか、あと憲法改正限界というのを皆さん、ちゃんと理解できたんですかね。もしまだ理解が足りないだったら、ぜひ陳述者の意見を聞いてから採決にしてもいいんじゃないかと、そんなふう思うんですけどもね。その必要があれば、今議会は決算委員会があるので大変長いので、後日改めて陳情者の方を呼びだして意見を聞いてから判断してもいいのではないかと私は考えますが、いかがなものでしょうか。皆さん、ご理解できているのでしょうか。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 委員長、私も黒須委員の意見に賛成いたします。

○委員長(山田繁子委員長) ほかの方、いかがですか。黒須委員のおっしゃった内容。ご理解できているものと私は思っていますけれども、そのへんも今、黒須委員の。

(「理解できて、この委員会に臨んでいるのではないのでしょうか」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) そのようなことでございます。

それでは、きちっと理解しながら、それぞれのご意見ということで、私も思いますので、それでは、これよりお諮りしたいと思います。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、賛成少数でございますので、本件に関しては不採択と決しました。

以上で陳情第12号の審査を終わらせていただきます。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次に、陳情第13号に移りたいと思います。陳情第13号 「政治資金規正法の改定を求める意見書」提出を求める陳情について、これより審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、この件に関してはいかがしますか。読み上げていただきますか。

（「せっかくだから、ぜひ読み上げてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 読み上げていただいたほうがよろしいですか。

それでは、お願いします。

○秋本勝則議会議務局長 平成28年8月25日に受理、総務常任委員会に付託となっております。

陳情第13号 「政治資金規正法の改定を求める意見書」提出を求める陳情。

陳情者 大網白里市永田1,068番地5、田口澄生。

本陳情の趣旨、舛添前東京都知事の政治資金の使い方には、国民から厳しい批判が寄せられた。兵庫県元県議野々村氏の政務活動費不法使用も大きな問題となった。政治資金規正法違反、政治資金不正使用疑惑は枚挙にいとまがない。つい最近でも、稲田防衛大臣資金管理団体「ともみ組」で、2012から2014年の3年間の政治資金パーティの領収書260枚、520万円が同一筆跡であることが明らかとなり、白紙領収書をもって日付・金額・用途を事務所職員が書いていたことを当人が認めた。白紙領収書を発行した政治資金パーティは、高市早苗氏、金田勝年氏、松野博一氏、塩崎恭久氏、山本有二氏、今村雅弘氏、松本純氏、加藤勝信氏、山本幸三氏、丸川珠代氏と、安倍政権の閣僚たちだ。自民党が組織的に政治資金規正法に反することをしてきたと言わざるを得ない。領収書はお金の流れを明確にするものであり、白紙領収書では金額が正しいと客観的に証明できず、政治資金規正法の趣旨に反するものである。政治資金は国民の信託を受けた公金であり、そのため非課税であり、白紙領収書が横行する事態は悪質です。そもそも白紙領収書は税務署に認められないものです。

その他マスコミに報道されたものだけで、安倍総理自身も12年9月の銀座の寿司店他10店にひと晩で80万円支払い、地元秘書のキャバクラなどへの支払いが3年間で127万円や、報告書に記載の車は1台だけなのに、12年573万円強、13年554万円強、14年449万円強と、毎年巨額のガソリン代の疑惑が指摘されている。

菅官房長官も12年222万円強、13年194万円強のガソリン代を計上している。

麻生財務相は、12年の「飲食代」3,000万円、漫画「ワンピース」購入代金計上などがある。問題が明るみに出ると担当者のミスとして報告書の訂正で済ませ問題なしとしている

が、これほど大量にミスを起こす政治団体が多い政党は、一般社会・企業においては通用しない。

このような政治資金の使い方を国民は到底認めることはできないし、法改訂すべきという大きな声が湧き起こっている。にもかかわらず、一向に改善される気配はない。よって、以下の一般社会においては当たり前の事項について、地方自治法99条の規定による意見書に関係機関に提出されますよう陳情します。

陳情事項1、政治資金報告書には全て領収書を添付すること。

2、風営法対象の店舗での「会議」「打ち合わせ」は政治活動とは認めない。

3、「会議」「打ち合わせ」の支出の場合は、領収書以外に議事録の添付も義務づける。

4、「視察」「研修」等の支出の場合は、領収書以外に報告書の添付も義務づける。

5、「アンケート実施」「議会報告書発行」等の支出の場合は、領収書以外に現物の添付も義務づける。

○委員長（山田繁子委員長） ありがとうございます。

それでは、これより委員の方々の意見をお伺いしたいと思いますので、挙手の上よろしくお願いします。いかがですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この間、特に舛添前東京都知事の政治資金の問題で、政治資金規正法がクローズアップされたわけです。問題は舛添さんが都知事になってからの問題もかなりあったんですけども、都知事の前の時代の国会議員時代の政治資金の使い方、千葉県のホテル三日月に家族で行っていて泊まったとか、そういう甚だおかしなそういうものがたくさんわんさか出てきて、これはでもここに書いてあるとおり、ガソリン代の使い方など、ほかの国会議員の方々もたくさん次々というおかしな政治活動とは言えないような、そういう経費が出てきたんです。

ところが、政治資金規正法って一体どういうものかといったら、政治資金がきちんと使い道をきちんと報告してあるかどうか、そこが領収書と報告書を例えば合っているかとか、そこが問題で、その使い道、それこそ「ワンピース」というマンガ本ですけども、マンガを買ったからいいのか、いけないのかというのが、政治資金規正法の中で判断されていないという、そこが問題で、だから舛添知事の場合、ホテル三日月で家族旅行でプールか何かやっていて、その間にちょこちょことその支持者か何かと話をしたら、これは会議費だと、それで計上してあったわけですけども、それ自体を法律上、その処罰が難しい

のではないかという、有識者の意見としてなったわけです。

そこで、舛添さんは、法律的には大丈夫だと思ったから、政治家として、これは大失敗だったんだろうと、すぐ謝って、何らかの提出をするなりすればよかったのに、一方的に問題ないということで突っぱねたから、こんな結果になったんですけれども、そもそもだから政治資金規正法というのが、字を見ればわかるとおり、規正法の「正」というのが正しいという字で、規制する、制限するの「制」じゃないんですよね、問題は。でも、国民は字の響き、音の響きから政治資金の中から使い道を規制していると思っていただけでね。国民の気持ちと実際の法律に乖離があるというのが政治資金規正法なんだと思います。

それで、実際に国民の税金の多くが国会議員の政党とかに例えば政党助成金として、すごい額のお金が行っているわけです。当然、この使い道がきちんとチェックされなきゃいけないと思いますし、ここの陳情者の言っている報告書に全て領収書を添付するとか、風営法の対象の店舗で会議、打ち合わせは認めないとか、この5項目について、私は賛成することであるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに、いかがですか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） まさに先ほど黒須委員のおっしゃったとおりだと思います。本当に今、政治資金の使い方、問題の一方はかなりいろいろな意味でクローズアップされてきている。今日の朝のニュース番組等でも、市議会議員の中でも白紙領収書を出したんですね。本来、買っていないお菓子代だとか、そういうものに使っていたと。そして、それが飲み代だとかになっていただとか、衣装代に消えていたというような状況ですね。報告されています。そういうことによって辞任にもなっています。

しかし、やはりそういう国民の目が厳しくなっているし、これを許さないんだという声は今大きくなっていると。そういう中で、やはり最低限でもこれだけはやるべきではないかと、ここに書かれている陳情5項目についてはですね。最低限これぐらいは規制すべきだと。

さらに規制すると言えば、先ほど黒須委員も言われていましたけれども、政党助成金も含めて、これはなくすべき。本当にあるんだというふうに、要するに税金の使い道としては、全くおかしな使い道をしているわけですから、国民1人当たり250円、そしてその使い道も一定領収書があれば、もう全て認めるみたいな。そして使ったか使わないか、使い切れな

くても、次の日にためておけるみたいな、そういうおかしな政治資金にもなっていますから、そういうのも含めて、これは変えていく必要はあるだろうし、最低限、少なくともこの陳情にある5項目は認めるべきだと思いますし、これを賛成するべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにいかがですか。

○北田宏彦委員 この政治資金の不適切な支出等については、この書面に書いてあるだけだと、何か与党系の議員がもっぱらこれを行っているような、何かそんな書き方をされているようなので、たしか野党系の議員の方も不適切な支出というのがあったような記憶があります。

法律によってきちっと適切な、その不適切な支出というものをなくすという、その趣旨については私も賛同できるところです。

ただ、この個別の陳情事項、この5項目ですか。これらが全てこのとおりでよろしいのかというと、必ずしもこれで足りる部分もあるし、足りない部分もあるのではないかという気もいたします。

私はちょっとそういう観点から、趣旨については賛同できると思いますが、この陳情事項について、議論が必要なのかなという感想を持っております。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにいかがですか。

○花澤房義委員 創政としては一緒なんですけれども、そもそもこれ市議会で取り上げる議題にふさわしくはないと思う、私個人では思っております。個人ですよ。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、小倉委員、いかがですか。

○小倉利昭委員 もちろん政治資金の使い方、先ほど舛添前東京都知事みたいなありますが、政治資金規正法でこうだからという前に、例えばじゃ舛添さんが都知事として、政治家として常識的にこういうお金の使い方をしたら、家族でホテルで年越しで泊まって、それで実際会議があったのかもしれませんが、それをその会議費として出していると。どなたが見ても、やはり適切ではないでしょう。それはやっぱり常識的に判断して、おかしいよというものが舛添さんからたくさんあったわけですけども、この陳情の趣旨の中に閣僚が多くの名前が挙がっておりますけれども、決してよろしいことではないと私は思いますけれども、その陳情事項のここまで細かくこういうふうにしましょうというのは、必要あるのかなというふうに思います。

ただ、個人的な私の考えとしては、やはりうちの議会として、意見書を提出するのは、そこまでは必要ないんじゃないかなというふうに考えられます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ありがとうございます。

副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆様のご意見聞いた中で言えば、陳情理由そのものは納得できると。ただ、陳情事項そのもので、ちょっとまだまだ足りないんじゃないとか、いろいろ意見が出たんですが、そうであるならば、陳情理由そのものは賛成できるのであれば、これを継続審議という形にしてもらって、陳情者も含めて、再度これを練り上げていくという形をとるという方法があるのではないかと思いますので、私は継続をしたらどうかという意見です。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 今、佐久間副委員長のほうから、皆さん、趣旨については賛同されているということをおっしゃったんですけども、明らかに花澤委員と小倉委員は、本議会として意見書を提出するのはいかがなものかと申されている。であるから、今、ご意見等として言われたことは、当てはまらないのではないかと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 一つは北田委員は、足りないんじゃないと思って言ったんですけども、個別のね。足りない分には構わないと思うんですよ。それを余計なことが書いて多過ぎると、その余計なことが書かれていて、それには賛成できないと言ったのはわかるけれども、これは議会の独自に作成した意見書みたいな、今から議会として意見書を練り上げるというんじゃないくて、陳情者が陳情者の陳情項目を立てて、それに賛同できるか、今審査しているわけですから、足りないというもの、意見としては全然構わないんですけども、足りないということは、この内容5項目自体に関しては賛成、賛同できるということなんでしょう、ぜひ。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 先ほどちょっと私の言葉の表現がうまく表現できていなかったようだったのも、足り過ぎているもの、足りないものということでご理解いただきたいと思います。

○黒須俊隆委員 5項目全てに賛同できないと、そういうことでもいいんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 各項目ごとに賛同できる、できないではなく、各項目も部分的に賛同できる部分があるし、行き過ぎている部分もあるしという、そういう表現ですね。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ぜひ重要なところだから、ぜひ項目ごとに議論させていただきたいと思うんですけども、これは政治資金規正法なんですけれども、私たちにとって政務活動費というのがあって、すごく通ずるところがあると思うんですよ。

1番として政治資金報告書には領収書を全て添付することと、これは政務活動費には当然、全て領収書添付されているわけです。私たち大網白里市議会は政務活動費、申告する場合は、当然のことです、1番。

2番、風営法対象の店舗での会議、打ち合わせは政治活動と認めないと。ここまで細かくうちの市議会で決めたことはないですけども、風営法対象の店舗というのは、キャバクラなんか、本市にキャバクラがあるかどうかわからないですけども、別に本市での必要はないわけですよ、政務活動費を使うということで。例えば茂原市のキャバクラに行って政務活動をやったとか、あとは本市のパチンコ屋で政務活動したとか、政治活動したというのは通用するわけもなくね。全く当然のことですね。

3番、会議、打ち合わせの支出の場合は領収書以外に議事録の添付を義務づける。

視察、研修等の4番で、支出の場合は領収書以外に報告書の添付を義務づける。これ今まさに本市の例えば視察報告書を公開したほうがいいのではないかという議論が今出されていて、午前中の議会運営委員会の中では、おおむねその方向で進もうとしている。

また、最後、アンケート実施、議会報告書発行等の支出の場合、領収書以外に現物の添付も義務づけるという、これは現物の添付という、これは成果物と言われる用語で言うんですけども、これについても政務活動費で議会報告書というのを出している方が多いと思うんですけども、そういうものを領収書だけでは、実際1部刷ったのか、100部刷ったのか、1万部刷ったのかわからないわけで、きちんと最低でもちゃんと印刷したのか、それともコピー程度なのか、手書きのものなのか、それはわかるように成果物をつけるというのは、もう全日本的に地方議員にも求められる、そういう流れで、この5項目全てすごく地方議員にとっても必要だし、多くの地方議員では、もう既に守られているというか、当然のことであるわけですよ。

ところが、この間、先ほど、北田委員、野党議員もやっているじゃないかという話がありましたけれども、おっしゃるとおりだと思いますよね。民進党の新しい幹事長か何かが、

ガソリン代多いんじゃないかと、そういう話からこの問題が出たんだと思うんですけども、よく調べたら、その民進党の幹事長よりもよっぽど閣僚がいっぱい使っているという、そういうことですごく大きく広がったんですけども、このように地方議員だったら当然守るべき、もしくはもう決められている、そういう規範みたいなものが、それよりはるかに額の大きい国会議員は、でたらめの使い方をしていると。そういうことから、この陳情が出てきたということはよく私は理解できるわけで、これはぜひこういう陳情にある意見書ですか、政治資金規正法の改定を求める意見書を提出する、その必要性というのは、この実際に地方で議会改革をしている私たちこそ、花澤委員はそんなことをする必要があるのかと言ったんですけども、私たちにこそ、その国会に言う、そういう立場であるというか、そんなふうと思うんですけども、いかがなものでしょうかね。

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 そもそも多くの国会議員は政治資金規正法にのっとって、日々議員活動をしていると思うんですよ。その中で、一部の人間が不適切、あるいは事務手続のミスで表面に出ている。性善説、性悪説、私はきっちり多くの国会議員、地方議員がルールにのっとって、日々活動していると思っておりますので、今さら必要かと思っております。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ちょっと誤解があって、私も多くの国会議員がみんなでたらめやっていると
思っているわけじゃないんですよ。そうではなくて、政治資金規正法自体がすごくザル法
であると、そういうことを申し上げて、先ほどから。例えばそういう領収書添付の義務づ
けがないとか、あとは会議の内容とか、そういうものに関して、それこそ家族旅行でホテ
ル三日月とやっているのもオーケーみたいな、そもそもの法律自体がおかしいわけで、国
会議員がその法律に基づいて適切にやっているというのは、そのとおりだと私も思ってい
まして、だから、この政治資金規正法自体を改定する、そういう必要があるんじゃないか
と。なかなか国会議員は自分たちの権益を縛るようなことというのは、すごく足が重いと
いうか、遅々として進まないというんですかね。だからこそ地方からこういう意見書を出
していく必要があるんじゃないのかなと。

花澤委員が言うように、国会議員がみんなでたらめだというわけ、そういうことを私も言
っているわけではないんです。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは、討論を、兼ねたような内容だったと思いますけれども、ほかに討論の希望者はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 私が提案した保留というのは。

○秋本勝則議会事務局長 副委員長のほうからは、継続審査ということでの話がありましたので、継続審査についてどうするかという採決をまず先に。

○委員長(山田繁子委員長) わかりました。

それでは、今、継続というご意見がございましたので、これに関して皆さんいかがいたしましょうか。

○秋本勝則議会事務局長 継続にするかどうか、採決をとっていただきたい。

○委員長(山田繁子委員長) わかりました、すみません。

それでは、継続というご意見がありましたので、このように採決をとりたいと思います。

皆さん、挙手お願いいたします。賛成の方、挙手お願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成2名ですね。

よって、賛成少数となりますので、継続審査は否決されました。それでよろしいですよ。

それでは、継続でございませぬので、陳情第13号に関して、これより採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

陳情第13号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成少数ということでございますので、不採択となります。

以上で陳情第13号の審査を終わります。

(「1時間ほどたちますので、少し休憩をとられたら」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) よろしく申し上げます。

休憩ということで。

(午後 1時53分)

(午後 1時58分)

○委員長（山田繁子委員長） 再開します。

◎議案第 1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算

◎議案第 9号 契約の締結について

◎議案第11号 財産の取得について

○委員長（山田繁子委員長） それでは、付託案件の審査をこれより行います。

議案第1号 平成28年度大網白里市一般会計補正予算、議案第9号 契約の締結、議案第10号 財産の取得を議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課入室)

○委員長（山田繁子委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となりました議案について審査を行いたいと思っておりますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介していただき、続けて議案第1号の説明をお願いいたします。

○石川晋一財政課長 財政課でございます。よろしくお願いいたします。

議案3つありますので、担当者も含めて出席をさせていただいておりますので、お願いします。課長の石川です。それでは、財政班、森川班長。それからあと菊地でございます。こちらの契約管財班の斉藤班長。それから担当の山本。あと副課長の戸田でございます。

それでは、議案第1号 一般会計補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算の概要の資料をごらんいただければと思います。これに沿いましてご説明申し上げます。

補正予算額といたしましては、716万5,000円の増額となります。

主な内容ですが、最初に歳出のほうを申し上げます。

まず、項目1番目、予防接種事業費ということで、381万8,000円増額となります。内容につきましては、予防接種法の施行令が改正されまして、乳児に対しますB型肝炎の定期予

防接種が市町村に義務づけられましたことから、接種費用を追加しようとするものでございます。本年度の10月から実施を予定しております。

次に、項目の2番目になります。

介護関係事業費ということで、565万3,000円の増額となります。内容については2点ございまして、まず(1)としまして、介護人材確保対策事業というので150万円を計上しております。これは新規事業になります。国の補助金を活用しまして、介護人材を確保しようとするものでございます。介護福祉士等の有資格者の再就職、それから新規就労、こういったものを促進するために、市が主催で研修を実施するほか、個人で初任者研修を受けた方に対して、その受講費用を助成しようとするものでございます。財源としては県補助金を見込んでおります。

(2)といたしまして、介護施設整備事業415万3,000円の増額になります。これはグループホーム、市内のグループホームの1カ所がスプリンクラーを設置するというものでございまして、その費用を助成するものです。財源は全て国の補助金を予定しております。

次に、項目の3番目、児童扶養手当になります。312万1,000円の増額です。物価の上昇によりまして、手当の基本額が0.8パーセント増額となりましたこと。及び多子加算額が増額となりましたことから、所要額を追加するものです。

次に、項目の4、都市公園管理費549万5,000円の増額です。これは公園の遊具を点検いたしましたところ、緊急に修繕が必要と認められる遊具が発見されましたことから、その更新を行おうとするものです。

次に、項目の5、議員報酬として137万9,000円を増額になります。月額報酬を報酬審議会答申のとおり改定するものです。

次に、2ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入のほうを申し上げます。

歳入の項目の1、普通交付税及び臨時財政対策債についてですが、合わせて3,935万1,000円の減額となります。普通交付税、臨時財政対策債について、本年度の交付額が確定いたしましたので、この交付額に合わせて予算額を調整するものです。普通交付税は予算見込みより7,194万9,000円の増額となります。臨時財政対策債のほうですが、1億1,130万円の減額となります。トータルとしては約4,000万円の減額となりますけれども、繰越金等の財源となつてございますので、財政運営上の支障が生じるということはありません。

続きまして、項目の2番目、介護保険特別会計繰入金4,446万7,000円の増額となります。

これは前年度分の介護保険特別会計の決算が確定しまして、一般会計で負担をしております繰出金、余剰が生じたことから、精算処理として繰り入れを行うとするものでございます。

次に、項目の3番目、財政調整基金から繰り入れをしようとしていた額のうち1,565万2,000円を戻せることから、減額をしようとするものです。

次に、一般会計の最後としまして、債務負担行為の補正がございまして、コミュニティプラント事業の企業会計移行業務でございまして、業務期間を1年延伸しまして平成31年までとするのと同時に、債務負担の設定額を変更しまして453万円としようとするものです。理由としては地方公営企業法適用になります企業会計の移行時期を1年延伸しまして、平成32年4月1日とするのと同時に、事業期間中の各年度ごとの歳入歳出の年割額を変更して、あわせて本年度の予算額も調整しようとするものです。

以上が第1号の一般会計の説明になります。よろしくお願いたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第1号の内容について、質問等があればお願いたします。

○黒須俊隆委員 1つ目の予防接種事業、これB型肝炎のワクチンを乳児に打つという、そういう話だと思うんですけども、子宮頸がんワクチンの例からも、製薬会社とか国に対しワクチン行政について、私は全く信頼がないんですけども、皆さん方は公務員だから、当然法律に基づいて予算を措置したという、それだけなんだとは思いますが、そうはいっても、国とは全く別の地方団体として、地方団体の意思というものももちろんあると思うんですけども、担当課はどのようにこのB型肝炎ワクチンについて考えているのかをお聞きしたいんですけども。

○委員長（山田繁子委員長） 答弁お願いたします。

○石川晋一財政課長 担当課としての答弁。

○黒須俊隆委員 ええ、課長が答えられるならいいんですけども、財政課長で。

○委員長（山田繁子委員長） 財政課長。

○石川晋一財政課長 国のほうで予防接種法の施行令というのを改正されたということが大もとなんですけれども、この実施にあたっては、郡市内の各市町村と協議をした上で、連携を図って実施していくというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 その郡市内のお医者さんたちとということですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 市町村の中でも協議をしましてし、医師会とも当然協議をして進めているということだそうです。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 その子宮頸がんワクチンのときは、副反応が重篤なものが相次いだわけで、それで今現時点でも法律はあるけれども、積極的勧奨はしないという、そういう状況にもなっているわけですがけれども、この乳児に対するB型肝炎定期予防接種化について、副反応等について長期的なそういうデータとか、そういうものってあるんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 そのへん、まずは資料について、今手持ちではございませんので、お答えはできません。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 基本的に乳児ではなくて一般の方が肝炎になって炎症を起こして慢性肝炎になると、肝臓がんになったりとか、そういう話で大変危険なものなんだけれども、肝炎から慢性肝炎になるということはめったにないわけで、数パーセントしかないわけで、そのワクチンを接種する必要は一般的にはないわけで、乳児に強いてやるというのはどういうことなのかなということ少し聞いてみたいのと。

B型肝炎ワクチンには、ちょっと前のデータだと、一般の乳児が摂取する量の30倍の水銀が1回のワクチン接種で入っているという、そういうデータもあるらしいんですけども、そういう水銀みたいなものを乳児に入れることに関して、長期的な問題ないというデータがあるのかどうかというのを、ちょっと聞いてみたいと思うんですけども。それで実際に副反応がどのような症状があつて、どの程度件数があるのか、そのへんのところを市としてきちんと確認を今当然進めているんだろうと思うので、それについて担当課からぜひ聞いてみたいというのが1つございます。

長くなって、続けていきます。

あと、5番の議員報酬について、先ほど本会議で関連する議案として、議案第6号というものが出来、それに私反対討論をしましたので、ここで繰り返しになることは避けたいと

思うんですけれども、基本的にはこの議員報酬の増額改定については、私は反対であるので、当然9月の補正予算についても反対せざるを得ない状況なんですけれども、なぜわざわざ補正予算でやろうという、その何か市としてのすごい意志みたいなものがあるんですかね。来年度の本予算の中で提案してもよさげなものなのに、わざわざ補正予算を組んでまで、この10月からやるんですかね、何月からやるんですかね。仮に10月なら10月からやる必要があるのかについて、ぜひお答えいただければと思います。

あと、最後の質問なんですけれども、コミュニティプラント、1年延伸というのが、地方公営企業会計だとか移行だというのはわかったんですけれども、それ自体をなぜ今度1年延伸する必要があるのかについても少しちょっとわからないので、もう少しわかりやすく説明していただければと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 予防接種の他の問いについては、財政課としてはちょっと手持ち資料がないので、後ほど担当課のほうからということをお願いしたいと思います。

それから、議員報酬ですけれども、これは議案第6号の議員報酬改定の議案とセットで、このたび10月からということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、公営企業の移行の関係なんですけれども、これはもう少し細かくご説明しますと、今年の1月に総務省から通知がございまして、市町村の地方交付税、これの算定にあたりまして、下水道の高料金高資本の対策費の経費についての算定基準が変わったということがあります。来年度以降、この経費の算定について、下水道事業の経営戦略というものが策定されていることが条件となりました。この経営戦略を本年度中に策定しませんが、来年度以降の地方交付税の算定に影響が出てくるということがあります。そういうことで、経営戦略を先行させて作業を進めなければならないわけなんですけれども、公営事業の移行事務も結構なボリュームがありまして、この経営戦略の事務と両方今年度に行うことはなかなかちょっと難しいということで、先行して地方交付税に影響のある経営戦略を先に進めさせていただいて、公営企業への移行については1年延伸しても影響がございませんので、そちらを1年延ばさせていただくということで、今回、債務負担行為と補正を組まさせていただきますということでございます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今のコミュニティ問題は大体わかりました。

先ほどの議員報酬についてなんですけれども、なぜわざわざ補正を組んでまで年度の途中でやるような、強烈な何か理由があるのかという話を聞いたと思うんですけれども、特にならなければ結構なんですけれども、あれば答えていただきたいということと。

もう一つ、再質問なんですけど、昨年、議員定数の削減するとき、議会側として、あくまでもこれは議員発議でつくった条例で、議員側としては、提案理由は、同市の大網白里市の今後の人口減少や高齢化に伴う市税の減少や医療費等の増加などを考慮して削減したと、そういうふうな提案理由の中に書かれているんですけれども、これが1年もたたないうちに議員報酬を値上げするというので、財政課長として、本市の財政状況、1年たってよくなったのかどうか、ぜひお答えいただきたいなと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 報酬につきましては、報酬審議会の答申を極力早目に実施することが必要だということで、今回補正を組まさせていただきましたということでございます。

それから、財政状況ですけれども、これはよくなった、悪くなったということについては、なかなか難しいと思いますけれども、こういった社会情勢の中で人口減少する中で、大きくよくなるということはないかなと思います。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに質問のある方、いらっしゃいますか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 私から、4番の都市公園管理費についてですが、遊具の点検をする中で、緊急の修繕が必要と認められる遊具があったとするけれども、修繕するよりも更新したほうが安く上がると、あるいはここはお金の問題だけではないんでしょう。当然新しいものを設置したほうがいいわけで、そのへんを伺いたいのと。

あと、通常の点検、公園が多数あるし、遊具は相当数ある。これは一般質問でやる事でしょうけども、どの程度点検しているのか、おわかりであれば教えていただきたいです。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 遊具につきましては、判定のレベルがありまして、修繕が可能なもの、それから修繕しても使用は危険なものということが判定されているわけなんですけれども、今回は修繕ができないものということで、今後使用し続けると危険なものということで、その部分について修繕ができませんので、更新をするということで、今回緊急に8カ所の

公園について、遊具を更新するという事で計上させていただいたということでございます。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

○小倉利昭委員 いいです、また。結構です。

○委員長（山田繁子委員長） じゃ、後ほど提出してもらえばよろしいですか。

○小倉利昭委員 はい。

○委員長（山田繁子委員長） よろしくお願ひします。

花澤委員。

○花澤房義委員 1番の対象の乳児ってどのくらいなんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 乳児につきましては……

○花澤房義委員 それともう一つ、例えば生後何カ月まで接種すれば効果がある、そういうものはあるんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 生後、生まれてから2カ月から1歳までの間に3回の接種を行うということで、3回で抗体ができるということだそうです。3回の接種。

○花澤房義委員 どのくらい想定しているの。

○石川晋一財政課長 人数は、本年度の場合については235名を想定しています。対象については今年の4月以降に産まれた乳児。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに、よろしいですか。

北田委員。

○北田宏彦委員 介護関係事業費のうち、(2)の介護施設整備事業、グループホームのスーパーリンクラー整備に対しての助成についてなんですが、これは対象の施設というのは何カ所あるのか。

そして、その施設はいつからその事業を行っているのか、それについてちょっと教えていただけますか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 施設の名称ですが、南横川の弥幾野にございます緑の風というグループホームになります。市内については、このグループホームは5カ所ございまして、今回この1カ所が整備することによりまして、5カ所全てが整備完了するという事で聞いてお

ります。

それから、この緑の風はいつから運営しているかというのは、ちょっと今資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 後ほど資料をお願いします。

ほかにご覧いませんか。

じゃ、私のほうから、都市公園……

○石原治幸健康増進課長 先ほどの黒須委員の副反応の関係なんですけれども、平成28年2月12日の副反応検討部会ということで、平成27年1月1日から27年10月31日の報告文ということで、死亡事例が企業から1例、医療機関から1例というのがございます。ただ、こちらのほうは調査中ということで、まだ結論は出ておりません。

あとは単純に副反応ということだと、5パーセント程度ということで、例えばかゆみとか、赤くはれたりとか、発熱とか、そういうようなことが5パーセント以下の確率であるということです。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 はい。その副反応の5パーセントとか死亡2例とかを、市としては、これは十分安全であるというふうに判断しているのか。それとも今回は単に国から問題だから、そういう判断を市としては一切していないのか、そのへんのところをどう考えているのか。

○委員長（山田繁子委員長） 石原健康増進課長。

○石原治幸健康増進課長 実際、日本においては1986年から母子感染防止対策ということで始められているということで、これによって母子感染の95パーセントが防止されているという結果にはなっています。ただ、実際この接種を受けなければいけないということで、国のほうからですけれども、WHOのほうもほとんどの国で実際やっているということで、市としましては、国からの通達ですけれども、1986年からこういう結果が出ていますので、やるべき予防接種だと思っております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

それでは、質問も出尽くしたようでございますので、議案第1号の質疑を終了いたします。

◎議案第9号 契約の締結について

○委員長（山田繁子委員長） 次に、議案第9号の説明をお願いいたします。

石川財政課長。

○石川晋一財政課長 それでは、議案第9号 契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、市立大網中学校給食調理室改築工事について、去る7月14日に制限付一般競争入札を行いまして、株式会社大松建設が3億4,387万2,000円で落札いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明資料をご説明申し上げます。ごらんいただきたいと思えます。

項目の3番目に入札業者を記載しております。応札業者数は全部で4者でございました。このうち最低価格を示したが大松建設でございました。予定価格以下で、かつ調査基準価格を上回っておりましたことから、直ちに落札決定をいたしました。

次、資料の2枚目をごらんいただきたいと思えます。

こちら工事の概要書になります。そのうちの項目の3番目に工期を書いております。平成29年11月30日までの2カ年にわたり実施する工事となります。

項目の4番目に工事の概要を記載しております。構造は鉄筋コンクリートで4階建てになります。このうち給食室部分については2階なのですが、校舎にエレベーターを設置するための構造体も建設しますので、4階建てとなっております。

建築面積が438.09平方メートル、延べ床が758.04平方メートルです。

工事内容は給食調理室の改築、それからエレベーターの設置工事、そして既存校舎の改修工事、それから外構工事になります。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、皆様のほうから質問等、お願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 質問が1つもないというのも何なので、質問させていただきます。

3億円という額は、全く私建築の専門家じゃないのでわからないんだけど、素人的に言うと、何か高いんじゃないかと思うんだけど、これはエレベーターがついているから高いのか、それともエレベーターはつけし程度で、本体工事そのものがこのくらい高いものなのか、そのへんのところを工事全体のイメージみたいなものを、ちょっと解説してもらいたいな。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 工事の内容、細かなところは担当課でなければわからないんですが、私が把握している中では、給食室を建設する場所が非常に狭隘でして、校舎と道路の間にな

ってしまして、その工事の複雑さというものがありますし、その結果、2階建てにしな
なければならないということもあります。

また、エレベーターを設置するために、給食室だけではなくて校舎の部分の構造的な改修
も行ってということがあって、全体的に工事費が高くなったということになるかと思いま
す。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにいかがですか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第10号 財産の取得について

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次に、議案第10号の説明をお願い申し上げます。

石川財政課長。

○石川晋一財政課長 議案第10号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

本案は消防ポンプ自動車を購入するにあたりまして、去る8月12日に制限付一般競争入札
を行いました結果、日本機械工業株式会社が2,319万8,400円で落札いたしましたので、議
会の議決を求めるものでございます。

これも議案の説明書をごらんいただきたいと思えます。

1番目の項目の3に参加業者を記載しております。参加業者は全部で9業者でございま
した。改札の結果、1番の日本機械工業株式会社が落札をいたしました。

次、2枚目をごらんいただきたいと思えます。

こちら納入品の概要になります。消防ポンプの自動車の型式としてはCD1という消防車
両になります。

項目の3に仕様を記載しております。（1）車種は消防車専用のダブルキャブということ
です。エンジンについてはディーゼルで、ミッションはオートマチックになります。

（2）として、ポンプ装置が装備されておまして、ここに記載のものが装着されている
ということでございます。

それから、（3）として、水槽として900リットルの水槽が装備されたものとなっており
ます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第10号の内容について、ご質問
等があれば、お願いいたします。

いかがですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 このポンプ自動車、全市で何十台あるんだか知らないですけども、それが老朽化に合わせて順番に取りかえていくんじゃないかと思うんですけども、大体今どの程度の既存の消防車というのは老朽化進んで、どういうペースで本市では買いかえていくのか。また、この買いかえたことによって古いポンプ車ってどうなっちゃうのか、お答えいただければと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 市内には消防団の使うポンプ自動車が26台ございまして、そのうち半数がポンプ付きの自動車、それから半数が小型ポンプを積載した自動車ということになっております。今回はポンプ付きの自動車でございます。こちらの更新の目安なんですけど、20年経過を目安として更新をしているということで、今整備計画を定めております。20年たちますと、自動車の部品等が取り寄せできなくなってしまうということで、継続して使用することがなかなか困難になってくるということで、20年を目安として考えているということでございます。それでよろしいですか。

（「廃車したら」と呼ぶ者あり）

○石川晋一財政課長 すみません、廃車したポンプ自動車につきましては、これから制度を整えていく予定でいるんですけど、インターネット公売を活用して売却をして公売をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（山田繁子委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 20年の目安と。今大体平均的にどのくらいの年度の経過しているのか。

あと、これからインターネットという話でしたけれども、今まではどうしていたんですか。

○委員長（山田繁子委員長） 石川財政課長。

○石川晋一財政課長 毎年1台から2台程度、導入をしてきておりまして、現在28年度ですが、29年度以降も1台から2台のペースで毎年度更新していくような形になります。その更新時期がおおむね20年程度になっています。

それから、今までの引き揚げたポンプ自動車の処理の仕方ですが、かなり以前ですと、今ちょっと手持ちの資料がございません、ちょっとお答えできませんが、恐らく下取りでそれを込みで購入していたのではないかなと思っております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、財政課の皆様、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

(財政課 退室)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、これより各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第1号に対するご意見及び討論等ございませんか。

佐久間副委員長。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 1号議案については、おおむね私自身、1、2、3、4は賛成させていただくんですが、午前中に議員報酬の関係で、私は反対の立場でいました。その観点から、今回これを賛成するわけにはいかないだろうと思いますので、私自身はこれ、要するにここだけを部分的に採択するということはできないでしょうから、全体として反対するという立場をとらせていただきたいと思います。

○委員長(山田繁子委員長) ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、ないようでございます。

ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長(山田繁子委員長) 次に、議案第9号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ありませんということですので、それでは、次に、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長(山田繁子委員長) 次に、議案第10号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ありませんという意見が出ております。

次に、議案第10号について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

それでは、その他何か。

○秋本勝則議会事務局長 先ほど北田委員の質問にありました、南横川グループホーム緑の風の事業開始年度でございましたが、ちょっと今メモをいただきまして、平成12年7月1日からということでございます。

○北田宏彦委員 ありがとうございます。

○委員長(山田繁子委員長) その他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) なければ、以上で協議事項とそのほかを終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(佐久間久良副委員長) 皆さん、長い時間どうもご苦労さまでした。

以上をもちまして、総務常任委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(午後 2時37分)